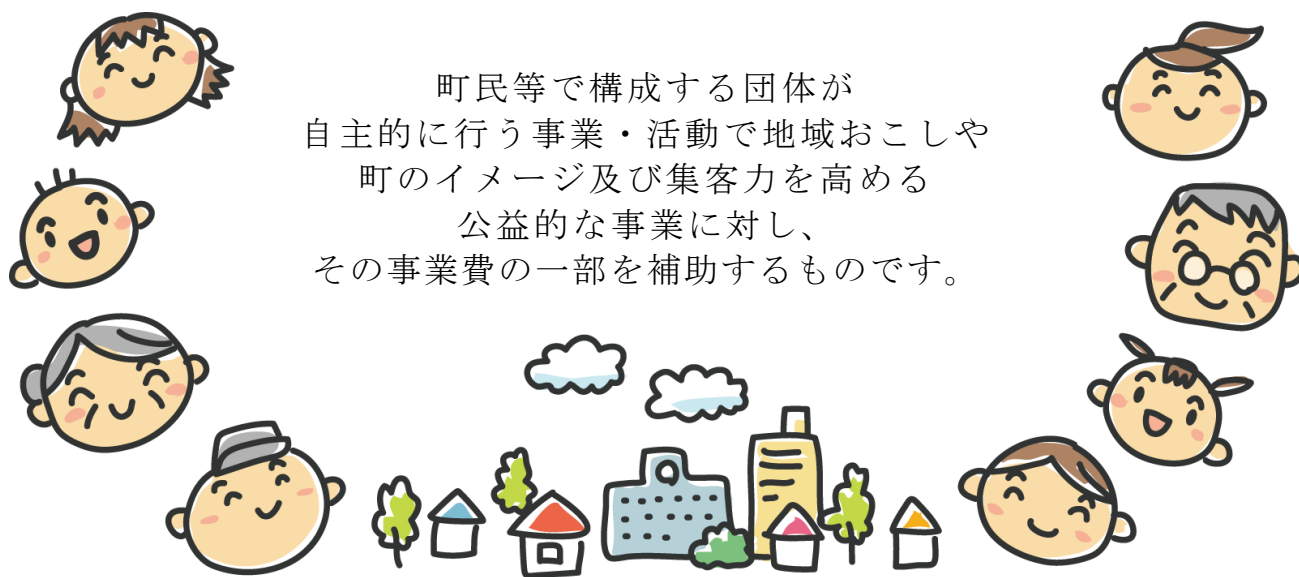


令和8年度

鞍手町公募型地域活性化事業補助金

町民等で構成する団体が
自主的に行う事業・活動で地域おこしや
町のイメージ及び集客力を高める
公益的な事業に対し、
その事業費の一部を補助するものです。



【提出期限】 令和8年5月27日（水）17時まで
（郵送の場合は必着）

【問合せ先】 鞍手町役場 まちづくり課 まちづくり戦略係
TEL 0949-42-2033

【補助金の要件】

1 対象団体（第2条関係）

■町内にその本拠を有する団体で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するもの

- (1) 主たる活動の場が町内にあり、自主的かつ自発的な運営が行われていること。
- (2) 20歳以上の構成員5人以上で組織され、3分の2以上が町内に在住又は在勤であること。
- (3) 営利を目的とした団体でないこと。
- (4) 政治的活動及び宗教的活動を目的とする団体でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体等又は構成員の統制下にある団体でないこと。
- (6) 組織の運営に関する規約・会則等があり、会員等の名簿を備えていること。
- (7) 設立趣旨又は活動内容その他の事項により補助の対象として適当でないと認められる団体でないこと。

※実施団体の構成員（会員等）の半数以上が既に当該補助金を申請している実施団体と同一の場合は、団体名称が異なる場合においても対象外とします。

2 対象事業（第3条第1項及び第2項関係）

■自主的・主体的に企画、実施する事業・活動で、誰もが参加できる公益的な活動とし、次の各号に掲げる要件を満たすもの

- (1) 町をPRしていくために必要と認められる事業・活動であること。
- (2) 鞍手町のまちづくりに必要と認められる事業・活動であること。
- (3) 行政に代わり実施されていると認められる公共的な事業・活動であること。
- (4) 住民が受益者となる公益的な事業であること。
- (5) 町が補助金を交付することで相乗効果が期待できる事業であること。
- (6) 実施団体の先駆性、専門性等の特性を活かした事業であること。
- (7) 予算の収支等が適正であること。
- (8) 事業の実施年度において、町及び他の公的機関から補助金等の交付を受けていない事業であること。
- (9) その他町長が必要と認める事業・活動

■具体的な補助対象事業

- (1) 町の豊かな自然環境を守り育てる事業
- (2) 町の地域の資源を活かし、鞍手町をPRする事業
- (3) 健やかで、安心して暮らせるための事業
- (4) 町の歴史や伝統文化を守り育てる事業
- (5) 町の住み良さを向上させ、快適に暮らせるための事業

- (6) 健康・スポーツの増進を図る事業
- (7) 安全・安心なまちづくりを推進するための事業
- (8) 生活環境の改善、景観保全又は自然環境保全を図る事業
- (9) 子どもの健全育成を図る事業
- (10) その他町長が必要と認める事業・活動

***対象事業補足要件**

※いずれの対象事業も不特定多数の方が参加できる事業とすること。

※具体的な補助対象事業において、特定のスポーツ団体の競技大会等は対象外とします。

***対象事業の例**

花いっぱい運動、文化祭などの地域交流イベント、ウォーキング大会など

3 対象外事業（第3条第3項関係）

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業
- (2) 宗教、政治又は選挙に関する活動を目的とする事業
- (3) 特定の個人又は団体のみが受益者となる事業
- (4) 地域住民の交流会その他の親睦的な事業
- (5) その他町長が不相当と認める事業

4 補助経費の対象になる事業の実施期間（第4条関係）

- (1) 補助金交付期間 令和8年度（最大3年間）
- (2) 令和8年度実施期間 令和8年7月1日（水）から令和9年2月末頃までに実施する事業

※既に事業を実施している場合は対象となりません。

【補助金の内容】

1 補助対象経費（第5条関係）

■対象経費第5条第1項関係

項目	内容
報償費	講師又は専門家等への謝金その他の経費
旅費	講師等の交通費、宿泊費
消耗品費	事業に必要な消耗品の購入費
印刷製本費	事業に必要なパンフレット・ポスター等の印刷代
燃料費	事業に必要な車両又は機械の燃料費
通信運搬費	事業の実施に必要な郵便代その他の経費
保険料	事業の実施に係る保険料
材料費	事業に使用する材料費
使用料及び賃借料	車両又は機械の借上料若しくは会場使用料その他の経費
その他	その他事業の実施のために町長が必要かつ適正と認める経費

■対象外経費第5条第2項関係

①実施団体の事務所等を維持するための経費
②実施団体構成員に対する人件費
③飲食費及び商品券等の金券の購入代金並びに記念品の購入等の経費
④土地の取得、造成又は補償に関する経費
⑤備品購入費（ただし、補助対象経費の2割以下で、町長が特に必要と認めたものを除く。）
⑥その他町長が適当でないと認めたもの

※その他、詳しいことはお尋ねください。

2 補助金の額等（第6条・第7条関係）

(1) 補助金の額

補助対象経費の10分の9以内の額（上限30万円）

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとします。

(2) 申請事業数 1実施団体1事業

※補助金の交付期間は最大3年間とし、1実施団体1事業の申請となります。

※初年度に採択された事業を翌年度以降違う事業に変更することはできません。

*収支予算の例

【収入】

単位：円

項目	金額	説明（内訳）
町補助金	300,000	鞍手町公募型地域活性化事業補助金
自己資金	34,000	団体会費
合計	334,000	

【支出】

単位：円

項目	金額	説明（内訳）
報償費	40,000	講師謝礼
旅費	20,000	講師交通費、宿泊費
消耗品費	30,000	文房具等
印刷製本費	60,000	パンフレット・ポスター印刷代
燃料費	20,000	ガソリン代
通信運搬費	20,000	郵便代

保険料	50,000	傷害保険
材料費	60,000	板購入
使用料及び賃借料	34,000	車両借上料
合 計	334,000	

3 審査方法・審査基準（第10条関係）

(1) 審査方法

＊初年度 公開プレゼンテーションによる審査会により決定

＊2年目以降 書類審査のみ

※ただし、2年目以降事業内容の一部に変更があった場合は、ヒアリングを行う場合があります。

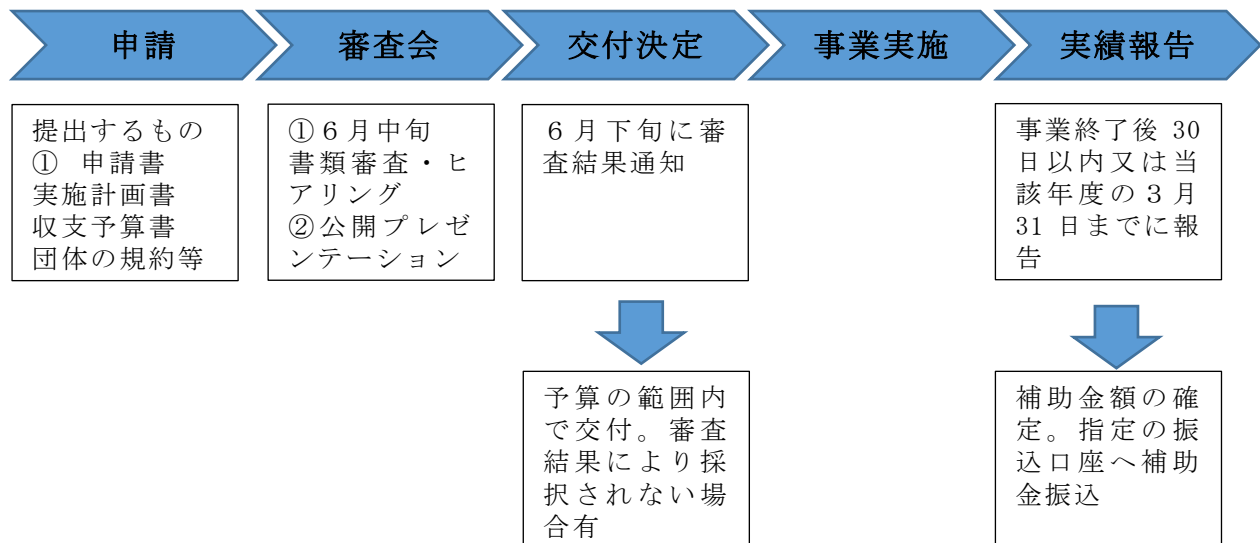
(2) 審査内容

町民及び地域住民等を対象とした事業で、社会的、地域的な課題解決のための事業で町の活性化につながる事業であるなど次の内容を審査します。

審査項目	審査内容
1. 事業での問題解決	町の課題を認識し、その課題解決のための公共的な事業となっているか。
2. 事業の必要性と公益性	事業の企画や内容に工夫が見られ、他の模範となる事業で、住民等が受益者となる公益的な事業であるか。
3. 事業の計画性や実現性	提案事業の計画性や実現性があり、計画を適切に行い、それを確実に実行できる提案であるか。 法律等で制約を受ける部分はないか。
4. 適正な予算	提案内容に照らして適正な予算が計上されており、積算根拠が明確であるか。
5. 事業の継続・発展性	事業の継続性や事業内容に今後の発展性が見られるか。 また、他団体等への波及効果が見込めるか。
6. 地域活性化としての位置づけ	町のイメージ及び集客力を高める事業であるか。
7. 相乗効果	事業を行うことで、町の計画の目標を達成することができるか。
8. 事業実施能力	団体には、事業実施に必要な知識、技術、体制等が整っており、役割分担等が明確であるか。
9. 事業の先駆性	事業内容に工夫が見られ、他の団体が実施していない事業で先駆性(将来性・地域性(町の実情に沿ったもの)・直接性(まちづくりに直接的に寄与するもの))のある事業であるか
10. 事業に対する熱意	提案事業に対する熱意や積極性があると認められるか。

4 事業の流れ（第8条・第10条・第11条・第14条関係）

下記フローチャートに沿って事業を実施していただきます。



※必要と認められる場合は、補助金交付決定額の範囲内で概算払いを行うことができます。

【交付申請】

1 提出期限等

- (1) 提出期限 令和8年5月27日（水）17時まで（郵送の場合は必着）
- (2) 提出先
〒807-1392 鞍手町大字小牧 2080 番地 2
鞍手町役場 まちづくり課 まちづくり戦略係
- (3) 提出方法
 - ・窓口（まちづくり課 まちづくり戦略係）への持参
 - ・郵送による提出

※提出書類の様式は、役場まちづくり課及びホームページにおいて配布。
- (4) 提出するもの
 - ・様式第1号 鞍手町公募型地域活性化事業補助金交付申請書
 - ・交付申請書に記載の添付書類

【実績報告と支払い】

1 実績報告書の提出期限

- (1) 実績報告書の提出
事業完了後 30日以内、又は令和9年3月31日のいずれか早い日とします。
※提出期限までに実績報告書が提出されない場合、補助金の交付決定を取り消す場合があります。

(2) 補助金の支払い

実績報告書を精査のうえ、当該事業が交付決定に適合すると認められるときは、補助金額を確定し、請求書の提出により指定された口座へ補助金を振り込みます。

(3) 概算払い

必要と認められる場合は、補助金交付決定額の範囲内で概算払いを行います。概算払いが必要な団体は、交付申請の際に申し出てください。